

令和3年度予算第一特別委員会 局別審査 健康福祉局 関係

【答弁書】

遊佐大輔 委員	自民党	[41 問]	1 ページ
坂本勝司 委員	立民フ	[20 問]	15 ページ
源波正保 委員	公明党	[17 問]	23 ページ
北谷まり 委員	共産党	[10 問]	29 ページ
平田いくよ 委員	神奈ネ	[4 問]	35 ページ

1 健康福祉局の予算について

(1) 令和3年度予算案に関する所感について

市民生活の安心・安全を確保するため、「感染予防・拡大防止の推進」、「感染時の支援体制の充実」、「暮らし・生活の安心確保」を基本的な考え方として、感染拡大防止のみならず福祉関係事業者や生活にお困りの方に対する福祉的支援も含めた新型コロナウイルス感染症対策に、まずは全力で取り組みます。特に、ワクチンの接種については、国の状況にも柔軟に対応しながら、医療機関をはじめとする関係機関の皆様と、より一層連携を図り、市民の皆様が安心かつ円滑に接種を受けられるよう着実に進めていきます。

この他に、自動車燃料費助成をはじめとする障害者の移動支援メニューの拡充や、小児医療費助成の1、2歳児の所得制限を無くすなど、必要な施策の充実にもしっかりと対応する予算としました。

さらに3年度は、「第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、「第4期横浜市障害者プラン」がスタートする年でもあります。各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施します。

そして、多様化・複雑化した市民ニーズにきめ細やかに対応する施策の推進に、職員一丸となって取り組みます。

2 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) この1年間の新型コロナウイルス感染症対策を振り返って、市の取組を踏まえた所感について

「ダイヤモンド・プリンセス」号への対応以来、この1年間、感染症対策と医療体制の維持を最重要課題に、医療機関、様々な関係機関や企業の皆様、そして国や県の皆様とともに、壁を乗り越える毎日であったと考えます。

また、庁内においても、18区、医療局、消防局など、関係区局とも綿密に連携し、持てる力を最大限発揮して、オール横浜で未知なるウイルスに立ち向かってきました。

日々刻刻と変化する状況下において、有効と思える施策は、補正予算を組

み、すみやかに実施することで、厳しい局面を乗り越えることができたと感じています。

これまでの経験と実績を糧とし、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいきます。

(2) 今後の市民に向けた感染症予防の徹底の取組について

感染症の予防には、市民お一人おひとりが「3密（密集、密接、密閉）の回避」、「手洗い」などの基本的な対策に加え、懇親会等をはじめとし、大人数や長時間におよぶ飲食など、感染リスクが高まる「5つの場面」に気をつけるといった「新しい生活様式」に移行していただくことが大切です。

そこで、若い世代に訴えるプロスポーツとコラボレーションした啓発ポスターの作成や、年齢層などに応じたSNSやデジタルサイネージなど、きめ細やかな手法による広報を繰り返し実施して、皆様の生活様式の移行を促すような呼びかけを効果的に行っていきます。

今では、人と話す場面では、マスクを着用することが当たり前になってきたように、日常生活の中で「新しい生活様式」が自然と実践されるような社会を目指して、今後の予防策の徹底に取り組めます。

(3) 緊急事態宣言解除後、感染再拡大を早期に探知し、早期対応につなげていくための取組について

感染状況は、このところ落ち着きがみられていますが、首都圏の1都3県の緊急事態宣言の期限が延長されるなど、予断を許さない状況です。

2月25日の国の分科会における「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」の中で、リバウンドの予兆を早期に探知するための新たな手法として、モニタリング検査の実施等が挙げられています。

栃木県ではすでに実施されており、今後、1都3県でも実施が想定されるため、本市としても実施に向けて、国等と協議を進めます。

引き続き、首都圏域の発生状況を注視していきます。

また、各区福祉保健センターや市内の医療機関との情報共有を一層密にして、日々の患者数や検査数など、県とも連携し、市内、県内の発生状況や感染拡大の兆候をきちんと把握し、クラスターを防止する対策を早期に行っていきます。

3 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

(1) 本市のワクチン接種に向けた準備状況について

市民の皆様が安心して円滑にワクチン接種を受けられるよう、医師会・病院協会等の市内の医療関係者への協力要請をはじめ、接種券の印刷や個別通知の発送準備、集団接種会場の調整や接種手法の検討を行い、2月16日に発表しました。

また、ワクチン接種に関する様々なお問い合わせに対応するコールセンターを、3月1日に開設するなど着実に準備を進めています。

一方、国から県を通して供給される本市へのワクチンの状況をふまえ、65歳以上の高齢者の方々に送付する個別通知について、ワクチンが安定的に供給されるまでの間、発送を見合わせることにしました。4月当初は高齢者施設等での接種を先行することとしており、今後の集団接種及び病院・診療所等での個別接種の開始を見据え、予定している会場等での模擬訓練などを行い、円滑な実施に向け準備を進めます。

(2) ワクチン接種準備を進める上での課題について

ワクチン供給のスケジュールが見通せず、不確定要素が多い中で、様々な準備を進めなくてはならないことが、大きな課題です。

また、集団接種や個別接種を進める上で、接種に従事する医師・看護師等の医療従事者の方々が相当数必要であり、確保に向けて、現在医師会等と協議を重ねています。

さらに、市民の皆様に対して、準備の進捗状況や個別通知の発送時期、接種順位、接種場所など様々な情報を市から積極的に発信し、広報していく必要があります。

(3) シミュレーションを行う観点と、実際の場面での活用方法について

安全かつ確実に、可能な限り速やかにワクチン接種ができるよう、実際の会場で行う集団接種のシミュレーションを実施します。被接種者の動線や従事者の配置、接種済みの方々の待機場所など全体レイアウトの確認、問診を受ける方々や外国の方々への対応、実際にかかる時間や人の滞留状況など運営に関連する様々な課題を洗い出し、実際の会場運営に反映します。

また、医療従事者の方々にも参加していただくことで、受付から予診・接

種、接種後の観察までの一連の流れを確認し、円滑な会場運営の実現につなげます。

(4) 個別接種について協力医療機関の状況と課題について

市病院協会を通じたアンケート調査に対して、接種協力の意向を示した病院に説明会を実施し、現時点で 36 病院が接種機関となり、1 か月当たり約 33,000 回の接種を行っていただく予定です。

課題としては、

- ① これらの病院に冷凍庫での適切な温度管理やシステムによるワクチン管理をしっかりと行っていただけるよう、市が継続的に情報提供を行う必要があること
- ② 市民の皆様が身近な場所で接種を受けられるよう、更に病院や診療所の確保に向けた働きかけを行う必要があること

が挙げられます。

(5) 「病院や診療所が協力しやすいインセンティブの提供を、市として検討していくべき」についての見解

ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるためには、市民の皆様により身近な病院や診療所での接種を積極的に推進する必要があると、そのためにはこれらの医療機関の皆様の協力が不可欠です。病院等の医療機関からは、個別接種に対して積極的な意見を多くいただいております、大変感謝しております。

ワクチン接種にあたっては、各病院等で様々な工夫を行って実施することを想定されていることと思いますが、より多くの病院等に接種に参加していただくため、関係者と意見交換しながら必要性があればインセンティブについて検討していきます。

(6) ワクチン接種に関する情報についての国、県との連携・共有と、今後の市民周知について

ワクチン接種に関しては様々な情報が、日々変化しており、ワクチンの供給に関する情報や副反応に関する情報などについて、国や県と緊密に情報共有を行っています。

本市としても、ワクチン接種を推進するうえでこうした情報を積極的に、タイムリーに発信することで、市民の皆様が安心してワクチン接種に臨める

ことから、ホームページや広報誌、LINE、Twitter などの SNS、ラジオや交通広告等様々な媒体を活用し、広報を行っていきます。

(7) 高齢者接種の開始が全体的に遅れることの影響について

集団接種の開始までの間、各区会場でシミュレーションの実施等による従事者の練度向上により、円滑な接種につなげるとともに、個別接種についても、各病院が担うワクチン管理やシステム入力手順の確認等を進めます。

また、かかりつけ医など市民の皆様が身近な場所で接種できるよう準備を進めます。

国は今後、6 月中にすべての高齢者が 2 回接種できるワクチンを自治体に供給予定であり、こうした取組により短期間に多くの市民の皆様接種できる体制を整えていきます。

4 特別養護老人ホームの整備について

(1) 第 7 期計画における特別養護老人ホームの整備目標の達成状況について

第 7 期計画では、整備候補地の確保が難航するなか、民有地の公募スケジュールを見直し、事業者が土地確保のための準備期間をとりやすくしました。

あわせて、不動産関係団体との連携や土地情報の収集・配信などにも取り組み、民有地の活用を促進しました。

また、7 期期間中に 3 年間で国有地 4 か所・市有地 5 か所を公募に活用し、整備促進に取り組みました。

その結果、2 年度末までの 3 年間で新規整備約 1,800 人分の選定目標を達成できる見込みです。

(2) 特別養護老人ホームの地域偏在を解消するための取組について

特別養護老人ホームの整備計画は市域全体で考えるものではありませんが、区ごとの偏りを緩和するため、高齢者人口に対する特養整備率が特に高い区は募集エリアから除外しています。

また、整備事業者の選定において整備率の低い区での計画に加点するとともに、国有地や市有地の活用も行い、バランスのとれた整備に取り組んでいます。

5 依存症対策について

(1) 地域支援計画が目指すねらいについて

計画の策定により、支援の方向性を共有することで、依存症に携わる関係機関・団体等が、それぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進していきます。

これにより、依存症のご本人やご家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしを続けることができる社会の実現を目指していきます。

(2) 依存症の予防や早期発見・支援に向けた取組の方向性について

社会全体の偏見をなくすためにも、学齢期といった若いうちから、機会を捉え、依存症についての正しい知識を伝えていくことが大切です。

また、区役所等の窓口における様々な相談の中から、背景にある依存症の問題に気づき、速やかに適切な支援につなげていくことが求められます。こうした課題を関係機関等で共有し、連携して取り組んでいきます。

(3) 今後の依存症の予防や早期発見・支援の具体的な取組について

来年度は、これまでの取組に加え、学齢期からの予防啓発として、教育委員会と連携し、ゲーム障害等についてのリーフレットを作成し、小中学校への配布を予定しています。

また、早期発見・早期支援に向けては、アルコール、ギャンブル等の啓発週間に合わせて、電車やバスなどの公共交通機関において、相談を促す動画広告の掲載等も実施していきます。

(4) 地域支援計画の推進方法について

計画を推進するためには、支援に携わる関係機関・団体が連携し、一体となって取り組むことが必要です。

今年度、依存症関連機関による連携会議を立ち上げ、各機関・団体と顔の見える関係構築を進めてきました。

それぞれの強みを生かした包括的・重層的な支援体制を構築し、多様なニーズに応えた支援の提供を実現していきます。

6 食の安全確保の推進について

- (1) コロナ禍での eラーニングによる食品衛生責任者講習会の実施状況について

本市では、横浜市食品衛生協会の御協力のもと、令和2年7月に実施し、4,717人受講しました。また、3年2月から3月にかけても実施しており、2月末現在、2,711人が受講しています。

- (2) HACCPによる衛生管理の導入支援の取組状況について

本市では、平成30年度から営業許可申請時や施設の監視指導を行うときなど、あらゆる機会を捉えて、HACCPによる衛生管理の導入支援（衛生管理計画作成の支援等）を行っています。令和3年2月末までに延べ46,874件に支援を行い、16,822件のHACCP導入を確認しています。

- (3) 小規模事業者に対する「食の安全確保」の推進の考え方について

小規模事業者の皆様が負担を感じることなくHACCPに取り組むことができるよう、衛生管理計画作成をサポートする冊子を配布して、各施設に応じた助言を行うなど、引き続ききめ細やかな支援を行っていきます。

また、先んじてHACCPに取り組んでいる横浜市食品衛生協会との連携を推進し、協会が持つネットワークや小規模事業者向けのHACCP導入のノウハウを活かして、より一層HACCPの導入を進めていきます。

7 敬老特別乗車証制度について

- (1) IC化等に向けた実証実験の結果について

令和2年度は、実際のバス車両や駅有人改札にリーダー等の機器を設置し、ICカード、QRコード及びICタグの3方式について実証実験を行い、方式ごとの特徴を確認しました。

ICカードはリーダーに容易に読み取らせることができ、汎用性があるのが特徴です。QRコードは読取速度には大きな問題はないものの、複製が容易であること、また摩耗や汚れに弱いことが確認できました。ICタグは一度に多くのカードを読み取ることに優れていますが、一方で多数の利用者が交錯する場合、不正なカードが含まれていても個人の特特定が困難でした。

- (2) 「今後の制度設計に対応可能なシステムとすべき」についての見解

ＩＣ化等により、まずは正確な利用実績の把握を行い、その結果を基に詳細な制度設計を行い、持続可能な制度として見直しを図ります。

ＩＣ化等を行うに当たっては、専門分科会での答申を踏まえシステムを構築します。

(3) 「国の動向や交通事業者との対話を踏まえながら、時流に沿う形でＩＣ化等を進めるべき」 についての見解

新たに開発するシステムは、長期にわたり活用できるものにしていくことが必要です。国における行政のデジタル化の動向を念頭に置きつつ、技術の進歩に取り残されることなく、時代に即したシステムとなるようＩＣ化等を進め、利用者や交通事業者に長きに渡り使っていただけるシステムを構築します。

(4) 交通事業者の負担軽減に向けた取組について

交通事業者の負担が過度となっていることは、本市としても課題として受け止めています。

令和２年度に行った利用者アンケートや利用実態調査の結果においても、今般のコロナ禍の影響により利用回数が減少したものの、負担金の積算上の利用回数と実際の利用回数には乖離が生じています。

このため、３年度はバス事業者に対する負担金を増額します。

8 障害者の移動支援制度の拡充について

(1) 自動車燃料費助成制度の内容について

重度障害者を対象として、あらかじめ申請いただいた移動に使用する自家用車の燃料費の一部を助成します。具体的には、本市と協定を締結していただいたガソリンスタンドで給油する際に使用できる燃料券を給付します。

燃料券の額面は１枚千円で年間２４枚、ただし週３回以上人工透析に通う方は年間４８枚を給付します。

(2) 自動車燃料費助成制度の新設に向けた検討内容について

検討にあたり、これまで、他都市の制度内容やその目的などの調査を実施してきました。

また、障害者団体のヒアリングを行い自家用車での外出の状況や制度への

要望を伺いました。あわせて、ガソリンスタンド業界団体にも、実施した場合の事務手続き等に関するご意見をいただけてきました。

これらにより、利便性や具体的な運用方法を検討しました。

(3) 重度障害者タクシー料金助成制度の拡充を行う理由について

これまで、重度の障害がある方から身体障害者手帳取得時の年齢によりタクシー料金の助成を受けられないことについて、制度拡充の要望を受けてきました。コロナ禍において必要な外出もしづらいため、タクシー料金の助成を受けたいという要望も寄せられています。第4期障害者プランにおいて「重度障害者への移動支援事業の拡充」を掲げており、今回、敬老パス、福祉パス、新設の自動車燃料費助成と合わせ、年齢を問わずご本人にとって必要な支援策を選択できるよう、タクシー料金助成制度を拡充することとしました。

(4) 今回の移動支援制度の拡充で期待される効果について

ご本人の障害の特性や生活環境などによって必要とされる移動支援策は異なります。今回、制度を新設、拡充することで、これまで以上に、ご自身にとって利用しやすい制度を選択できるようになります。これにより、外出のしやすい環境を整え、社会参加が促進されることを期待しています。

(5) 制度周知に向けた課題と対応について

制度拡充に伴い新たに対象となる方にも、制度内容をご理解いただくために様々な機会をとらえてお伝えする必要があります。

10月の新制度スタートに向けて、障害者団体をはじめ各種団体に対し説明を行います。「広報よこはま」や本市ホームページなどの広報手段を活用し周知していきます。

9 障害者手帳のカード化推進事業について

(1) カード化の実施に係る市の取組状況について

障害者手帳のカード化を早く進めてほしいという声を数多くいただきました。省令改正後、令和元年度から障害者団体との意見交換を行いながら検討を進め、2年度からは具体的な運用等を踏まえた準備をしてきました。1月からカード様式への変更を希望される方からの郵送受付窓口及びコー

ルセンターを設置し、カード様式の手帳交付を6月から開始できるよう準備を進めています。

なお、交付開始にあたり、カード様式の手帳の認知度を高めることが必要となります。そのため、周辺自治体と連携・協力しながら、公共交通機関等の事業者向けの周知にもしっかりと取り組んでいきます。

(2) カード様式の手帳について当事者から期待される効果について

カード様式の手帳は、プラスチック製であるため、耐久性が高まり、汚損等の心配がなくなります。

また、従来の紙様式の手帳に比べて、サイズが小さくなり、財布等に入れて持ち歩きがしやすくなります。さらに、すべてのカード様式の手帳には切り欠きや浮き出し加工が入り、視覚障害のある方にとっても、他のカードと区別がしやすいようにしています。

こうした取組や工夫により、手帳をお持ちの方にとって、手続き等で手帳の提示が必要になる場合の利便性が向上します。

(3) デジタル化推進の動きを踏まえた障害者手帳の今後の展望について

カード化の実施にあたっては国の考え方と同様に、紙様式かカード様式の選択ができるようにしています。今後も、一人ひとりのニーズに合わせた対応を進めていくとともに、国のデジタル化推進や、マイナンバーの利活用等に係る動向を注視していきます。

実際に日常生活で手帳を使用する障害当事者の目線を大切にしながら、利便性の向上につなげていきたいと考えています。

10 医療的ケア児・者等支援促進事業について

(1) 医療的ケア児・者等の実態調査について

実態調査として、まず、居住地、必要とする医療的ケア、障害者手帳の有無等の基礎的項目の調査を行います。対象者を正確に把握できていないため、丁寧な基礎調査が必要になります。これまで把握してきた対象者を基にしながら、多分野の関係機関に協力を求め、幅広く把握するよう努めていきます。

この基礎調査で把握した情報を基に、生活実態や個々のニーズの把握について、調査項目や実施手法の検討をしていきます。

(2) 医療的ケア児・者等に対応できる社会資源の拡大に向けた取組について

医療・福祉・教育など様々な分野で従事する方を対象として、医療的ケア児・者等支援者養成研修や養成研修修了者向けのフォローアップ研修を実施しています。研修の受講により、医療的ケア児・者等の対応をする際の配慮や工夫、専門知識の習得等を進めます。研修では、受講者同士のつながりづくりも促し、地域の中で情報収集や意見交換を円滑に進められるようにしていきます。

また、コーディネーターは地域でのネットワークを構築する役割も担っています。日頃の活動で得た社会資源の状況やニーズ等の情報をもとに、地域の様々な施設・事業所等に情報提供や助言を行うなどの働きかけをしていきます。

11 障害児・者の歯科口腔保健の推進について

(1) 障害児・者の歯科保健推進モデル事業のねらいについて

昨年11月から12月にかけて障害者の関係団体に対しヒアリングを行ったところ、歯科口腔保健を充実させることに期待を持たれていることがわかりました。

障害児・者の歯科口腔保健を推進するためには、障害がある方々の口腔ケアに関する実態を把握し、どのような支援が必要とされているかを分析することが必要です。そのため、モデル事業では作業所などの障害者施設における障害児・者の歯科口腔保健のニーズ把握を進めます。また、その結果に基づく標準的な支援策の検討を進め、今後の事業展開に活かしていきます。

12 がん検診について

(1) 直近の受診実績及びコロナ禍における受診勧奨の取組について

昨年度同時期と比較した直近までの横浜市がん検診全体の受診者数についてですが、令和2年度4月から12月までのがん検診受診者数は合計で293,401人でした。令和元年度、同時期の受診者数は369,208人で、人数にして75,807人、割合にして約20%減少しています。なお、10月から12月までの受診者数については、前年度比約5%減と回復傾向にあります。

また、コロナ禍でもがん検診を受診していただくための取組として、受診時期についてかかりつけ医等と相談することを個別勧奨通知等でお知らせするとともに、医療機関に行った際に一緒にがん検診を受けることを促すポスターを作成し、鉄道の中吊り広告やホームページでご案内しています。

(2) 女性特有のがん検診対象者向けアンケート調査の実施状況と結果、及び今後の受診率向上に向けた取組について

アンケート調査の実施状況については、乳がん検診及び子宮頸がん検診の個別勧奨通知に同封し、1月31日時点で約9,000人から回答がありました。

結果については現在集計中ですが、現時点では検診を受けていない理由として、「痛いから」、「面倒だから」といったものに加えて、「必要性を感じないから」という項目が多く挙がっています。今後、集計結果を分析し、医師会をはじめとした専門家による御意見も伺いながら、受診率向上に向けた取組を検討していきます。

13 横浜健康経営認証について

(1) 令和2年度の横浜健康経営認証の応募に係る事業所支援及び認証実績、3年度の展開について

新型コロナウイルス感染症が企業に与えている影響を考慮し、今年度更新対象となる事業所の認証期間を1年延長することで、更新に係る負担を軽減しました。加えて、認証応募の説明動画を新たに市ホームページに公開し、市内3か所の健康経営支援拠点におけるセミナーを全てオンラインにするなど、企業が参加しやすい手法で説明会を開催しました。また、本市と協定締結している生命保険会社と連携し、アウトリーチによる丁寧な申請支援を実施したところ、昨年度の200事業所を大きく上回る323事業所を認証しました（うち、新規291事業所）。

3年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、柔軟な手法による普及啓発を実施するとともに、協定締結企業と連携したアウトリーチ型の事業所支援を充実させ、認証事業所のステップアップ及び新規応募数の増加を目指します。

14 地域ケアプラザの強化について

(1) 地域ケアプラザの運営上の課題認識について

地域ケアプラザには、施設貸出だけではなく、幅広い分野の相談や各種活動の支援、複雑な課題を抱える事例等に対処できる専門性やコーディネート力等が求められることもあり、それらに対応するための職員の確保や定着が課題と考えています。

また、圏域内高齢者人口の増加に伴い、相談や支援等が困難となっている地域ケアプラザもあることが課題と考えています。

(2) 地域ケアプラザのさらなる強化のための今後の取組について

職員の安定的な配置を通じた市民サービスの質の担保及び向上を図るため、勤務時間帯の見直しによる負担軽減や職員が定着しやすくするための処遇改善等を検討していきます。

また、圏域内高齢者人口の増加に伴う課題に対しては、圏域内高齢者人口が過大規模なエリアにある地域ケアプラザでは、地域ケアプラザとは別に分室を設置し、相談等へ対応することも選択肢の一つとして検討していきます。

(3) ICT環境整備を踏まえた今後の展開について

地域ケアプラザに整備したWi-Fi環境の利用や活用ができるように、地域ケアプラザ職員向けに、オンライン会議の実施方法等についての研修を実施します。

また、離れた場所でもつながることができる特徴を生かし、積極的にWi-Fi環境を活用して、オンラインによる健康体操等の各種講座や、会議、相談等を実施するほか、日中仕事をしている方など、今まで地域ケアプラザと関わりの薄かった方や来館することが難しかった方などと、オンラインによる関係づくりも進めていきます。

さらに、会議などのオンライン化による業務改善を通じて、地域ケアプラザ職員の負担軽減にも活用していきます。

1 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

(1) コールセンターの体制及び広報などの情報発信について

3月1日からワクチン接種コールセンターによる市民の皆様への情報提供や相談対応を進めています。このコールセンターでは市民の皆様の相談にしっかりと応えられるよう300回線を用意しました。広報については、広報よこはまへの掲載の他に、市ウェブサイト、LINE、Twitterによる情報提供を始めており、内容を随時更新してまいります。その他、テレビやラジオ、地下鉄等の交通広告等、様々な媒体を用いて広報してまいります。

(2) 集団接種会場の設置場所の選定方法及び選定場所及び目指すべき設置場所数について

会場選定は、多くの方が来場し、予診や接種だけでなく、経過観察をも行うため、一定の広さや動線が確保できること、会場の認知度があること、公共交通機関によるアクセスが容易であること等を考慮し、公会堂やスポーツセンター等を選定しています。設置場所数については、各区2か所程度の設置を目指してまいります。

(3) 早期にワクチン接種を完了させる見通しとそのための会場確保の考え方について

スポーツセンター等の利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけすることになります。今回のワクチン接種のために、会場確保が必要であることについて、御理解、御協力いただきたく思っております。ワクチン接種完了時期については、ワクチンの供給スケジュールが見通せない中、具体的な想定が難しいところですが、今後のワクチンの供給状況を見つつ、区の状況に応じた集団接種会場の確保に努めてまいります。

また、病院や診療所等の身近な医療機関での接種も組み合わせ、柔軟に運用してまいります。

(4) 「できるだけ身近な場所で設置場所を確保することが重要であり、移動型の接種環境も検討すべき」についての見解

集団接種会場に出向くことが難しい方等も含め、多くの高齢者の方に接種

していただくため、かかりつけ医等の身近な病院や診療所等において接種をできるように、引き続き関係機関等との調整を図っていきます。

2 保健所業務の支援について

(1) Y-A-E-I-Tの一部委託化の効果について

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の急増に伴い、事業所の指導・点検や集団検査時の検体採取など、より迅速に対応できるよう、令和3年1月下旬から検体採取などY-A-E-I-T業務の一部を民間事業者に委託しています。

委託化により、これまで区・局の医師、保健師等が行ってきた集団検査の事前準備や、現地での検体採取業務は大幅に軽減されています。

その結果、医師、保健師等が、クラスターが発生した施設や発生の恐れのある施設における、現地での感染予防策の指導や、患者に対する疫学調査や健康観察をよりきめ細かく行うことが可能となりました。

(2) 今後の第4波、第5波などを想定した長期化への体制強化について

これまで、保健所では、局と支所となる区福祉保健センターについて、会計年度任用職員や人材派遣を活用してきました。さらに、区福祉保健センターでは、高齢者支援担当やこども家庭支援担当などセンター内はもちろんのこと、総務課、区政推進課など区内他部署からの職員応援も受け、必要な人員を確保してきました。

令和3年度においては、対応の長期化もにらみ、ワクチン接種対応も含めて局に32名、区福祉保健センターに15名を増員し、体制の強化・安定化を図ります。

さらに、保健所業務の委託化についても、今後の流行に備えて更なる見直しを図り、業務の効率化と柔軟な体制の構築を適時、適切に実施していきます。

3 生活にお困りの方への支援について

(1) ホームレスの方の感染症対策への支援について

本市では、「横浜市生活自立支援施設はまかぜ」の相談員が、市内各所の

ホームレスの方のもとを巡回する「アウトリーチ活動」を行っています。生活の状況や健康状態を確認しながら、ご本人の意向を伺い、「はまかぜ」への入所や区役所での相談等の支援へつなげています。

巡回する中で、お声がけした方が体調不良を訴えておられるときには、医療機関での受診につなぎ、緊急の場合は、救急搬送を要請するなどの対応を行っています。受診した医療機関で必要と判断された場合、PCR検査が実施されることとなります。また、巡回には週2回看護師が同行しており、健康に不安が認められる方の健康相談もを行っています。

令和2年5月からは、新型コロナウイルス感染予防のため、巡回の際に注意喚起のチラシやマスクの配布も行っていきます。

4 民生委員・児童委員事業について

- (1) 民生委員・児童委員の個人活動費の一人当たりの単価増額の根拠及び「更なる増額をすべき」についての見解

令和2年度の国予算において、地方交付税算定基礎額に個人活動費の年額1,200円の増額が盛り込まれました。このことを踏まえ、本市としても年額1,200円増額するものです。

コロナ禍においても、工夫しながら活動を続けられている民生委員・児童委員の皆様にご心から感謝しています。個人活動費については、引き続き、国の予算措置等の状況を踏まえて検討してまいります。

5 介護人材支援事業について

- (1) 外国人の受け入れ状況及び外国人の就業状況や職場における課題について

市で把握している範囲では、現在、市内で551人の外国人介護職員が就業しており、在留資格別では、留学生27人、インターン2人、技能実習生273人、EPA249人となっています。主な国別では、ベトナムが187人と最も多く、次にインドネシア、中国、ミャンマー、フィリピン等となっています。

この中には、ベトナムと中国で本市が独自で実施している訪日前日本語等研修の受講生が17人含まれています。

これらの外国人介護職員は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等で、

食事や入浴の介助等に従事し、日々活躍しています。

一方、外国人介護人材にとって日本語の習得が課題となるので、仕事の合間の時間で学習ができるよう、訪日後日本語等研修の開催や、復習用の動画配信等で、来日後のフォローアップを行い、定着支援を図っています。

(2)「介護の現場で働く人がモチベーションを維持し安心して働き続けることができるような取組と支援を進めるべき」についての見解

一般的に、経営陣のマネジメント能力や人材育成システム等が優れている事業者では、離職率が低く、職員が定着する傾向にあるとされています。

こうしたことから、第8期計画では、経営者向け研修や事業者向け研修を実施し、質の向上に努めていきます。また、介護職員の負担軽減に繋がるICTを活用した見守りシステムの導入支援を行うとともに、現場で働く職員のモチベーションを高め、安心して働き続けられるよう、事業者の取組を評価する表彰制度の拡充を図っていきます。

6 地域ケアプラザ整備事業について

(1) 未整備地区の早期解消に向けた取組状況について

地域ケアプラザについては、市内146館の整備計画141館が開所し残り5館の整備に向けて取り組んでいます。残り5館については、既に整備予定地が決定し、設計または工事に着手しており、開館までのスケジュールの見通しが付いているところです。

整備にあたっては、地域にお住まいの皆様の声を反映し、関係者間での調整を図りながら、未整備地区の解消に向けて、着実に進めていきます。

7 福祉関係施設の非常用自家発電設備について

(1)「高齢者施設等の非常用自家発電設備について、災害時に事業を継続する上で必要となる設備水準をもっと求めるべき」についての見解

高齢者施設等の非常用自家発電設備の設備水準確保については、重要な課題だと考えています。本市では、令和2年度から補助対象事業費の上限を撤廃し、必要な設備整備への補助金を活用しやすくしています。

施設の立地・規模・築年数などは多様なため、個々の施設の状況を踏まえ

た非常用自家発電設備の整備に本事業を活用できるよう、施設を支援してまいります。

(2) 地域ケアプラザの非常用自家発電設備の設置状況と「設備の強化を進めるべき」についての見解

市内の地域ケアプラザは令和3年3月時点で140館あり、このうち33館に太陽光発電設備と蓄電池を設置し、これ以外の107館には持ち運びが可能な大きさのポータブルの発電機を配備しています。

地域ケアプラザは福祉避難所の一つとして位置付けられており、大規模災害等発生時には、地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された要援護者を受け入れる避難場所として開設されます。近年の大規模災害による被害状況を踏まえ、地域ケアプラザへの発電設備の設置については今後の課題として検討していきます。

8 動物の愛護及び保護管理事業について

(1) 各防災拠点に同行避難するペット数の想定について

横浜市防災計画「震災対策編」では、元禄型関東地震が発生した場合に本市に最大の被害をもたらすと想定しています。この被害想定と市の人口、犬の登録数などを勘案し、地域防災拠点一箇所当たり、犬と猫を合わせて平均50頭程度と想定しております。

(2) 既存の避難場所とは別の同行避難専用避難所の設定について

震災時に飼い主がペットと同行避難する場合の避難所は、市内459箇所の地域防災拠点となり、様々な事情で、地域防災拠点にペットを同行できない場合には、開設する動物救援センターで、ペットの一時預かりを行うことを想定しています。

現在、これらの受入体制確保を優先的に取り組んでおり、同行避難専用場所については、現在進めている対策の進捗等を見極める必要があり、今後の検討課題と考えております。

(3) 譲渡会のマッチング状況の推移と「飼育放棄への対策として終生飼育などの考えを広報すべき」についての見解

動物愛護センターでの譲渡に当たっては、譲渡希望者の飼育環境等を確

認するために個別面談を行っており、譲渡可能と判断し、終生飼育を書面で誓約した方にお譲りしています。また、譲渡前に動物との相性の観察や、譲渡時の適正飼育講習を実施しています。令和3年2月現在、個別面談を行った方の86%が譲渡につながっています。過去3年間の譲渡率は、平成29年度：90.5%、平成30年度：87.8%、令和元年度：89.5%で推移しています。

ペットショップ等は、販売動物の特性や飼育方法等の情報を購入者に書面で提供する義務があるため、立入調査時にこの確認・指導を行っています。

動物の飼育希望者には、ホームページやSNS、チラシ等を活用して終生飼育の啓発を進めてまいります。

9 斎場・墓地管理運営事業について

(1) 市営斎場の稼働率と民間斎場利用者数の推移、待機日数の削減の対応策について

市営4斎場の稼働率と民営西寺尾火葬場の火葬件数の推移は、以下のとおりです。

【市営4斎場の稼働率】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
久保山斎場	98.5%	99.3%	98.7%
南部斎場	95.6%	93.4%	92.7%
北部斎場	96.7%	97.3%	96.7%
戸塚斎場	95.7%	97.8%	96.4%

【西寺尾火葬場の火葬件数】

平成29年度	平成30年度	令和元年度
2,558件	2,408件	2,355件

増え続ける火葬需要に対応するため、全ての火葬枠を市民優先とし、早めに予約ができるようにしました。また、従来休館していた日も利用できる斎場を増やしました。

今後も新たな火葬枠の設定など運用面での工夫を行い、火葬枠の拡充を図っていきます。

(2) 東部方面斎場（仮称）の進捗状況について

今年度は、斎場整備が周辺環境に与える影響を調査し、環境の保全を図ることを目的に自主的な環境影響評価や、火葬炉の発注に向けた火葬炉調査を実施しました。

また、建物については、公募型プロポーザル方式により設計業者を選定し、基本設計に着手したほか、設計に必要となる地盤の調査を行いました。

引き続き、令和3年度から4年度にかけて、建物の基本・実施設計や周辺整備を進めるほか、5年度から建築工事に着手し、7年度の供用開始を目指していきます。

(3) 市営墓地の整備計画について

平成29年度に実施した「横浜市墓地に関する市民アンケート調査」の結果等から、墓地は令和18年までの20年間に新たに公民合わせて約10万区画が必要になるものと推計しています。

現在、（仮称）舞岡墓園、深谷通信所跡地で事業を進めていますが、今後の整備については、近年の墓地に対する市民ニーズの変化などを十分に把握しながら、大規模施設跡地等の候補地における計画について検討しています。

(4) 現在の市営墓地で使用者が所在不明となっている区画の把握状況と対策について

使用者が所在不明となっている区画は、令和3年2月現在で市営墓地全区画約40,000区画のうち約1,800区画あります。

これらの区画については、現在、使用者等の戸籍調査を実施し、縁故者がいる場合は、使用权承継に向けた働きかけを行っております。

これらの調査や働きかけの結果、承継する者がいない区画については、墓地、埋葬等に関する法律及び同規則に則り無縁整理を行い、区画を更地に戻した上で空き区画として再公募を実施してまいります。

1 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

(1) ワクチン接種の接種対象、対象別の実施時期、周知方法等について

国の示す接種順位等に従い、原則として横浜市内に居住する方を対象に、まずは65歳以上の高齢者から接種を受けられるよう準備を進めています。

ワクチン接種実施時期は、先般、神奈川県を通じて国から示されたワクチン供給スケジュールを踏まえて対応することとし、現時点では高齢者施設に入所されている高齢者から開始する予定です。

ワクチン接種に関する情報については、3月1日に「横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」を300回線を用意して開設し、市民の皆様からのご相談に広くお答えします。また、本市ホームページ、広報よこはま、チラシ・ポスター、LINE、TwitterなどのSNS、ラジオや交通広告など、接種対象者に応じて様々な媒体を活用し、周知を行っていきます。

(2) ワクチン接種手法について

ワクチン接種は、市が公会堂やスポーツセンター等の特設会場を18区に設置して行う「集団接種」、身近な病院・診療所等で行う「個別接種」、高齢者施設で行う「施設接種」の3つの手法で実施する予定です。

まずは「施設接種」から開始し、今後の本市へのワクチン供給量が判明後、「集団接種」と「個別接種」の実施も順次開始していきます。

(3) 『個別接種』については、市内の医療機関の皆様にもご協力をいただきながら、特に高齢者の通院者が多い診療所にも拡大していくべき』についての見解

ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるためには、市民の皆様にも身近な病院や診療所での接種を積極的に推進する必要があるため、市内の医療機関でもワクチンの個別接種を行えるように現在調整を行っています。

これまで、市内病院向けに説明会やアンケート調査を実施し、36の病院に接種機関の役割を担っていただくことになりました。引き続き、働きかけを行い、御協力いただける病院を拡充していきます。

診療所での接種については、かかりつけ医が高齢者の病歴を把握している

等、効果的なワクチン接種が推進できると考えられるため、市内の診療所に対しても市民接種意向アンケート調査を実施し、今後御協力いただける診療所の拡充を図っていきます。

- (4) 『施設接種』については、接種の対象者を施設利用者のみならず施設従事者にも広げ、同時接種するべき』についての見解

高齢者と施設従事者の接種順位は異なっていますが、国からの通知では施設内のクラスター対策をより一層推進するため、接種順位の特例として、高齢者施設内で利用者と施設従事者の同時接種を実施することが認められています。本市においてもこれを踏まえ、同時接種を行うこととします。

施設接種の実施にあたっては、施設接種の実施に関する調査において従事者接種の意向も把握し、ワクチン供給量や供給スケジュールに応じて順次進めていきます。

2 新型コロナウイルス感染症に携わる医療従事者のこころのケアの取組について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に携わる医療従事者のこころのケアの取組について

こころの健康相談センターでは、医療機関・福祉施設等で働く方に届くよう、ホームページ等を通じて、ストレスによる心身の変化や対処法などに関する情報を発信しています。

また、こころの電話相談は、医療従事者も含め広く市民の方を対象としており、お悩みや不安についてお聞きすることができます。

さらに、医療局や神奈川県、関係機関の取組とも連携しながら、引き続き医療従事者に対するこころのケアにつながる取組を進めてまいります。

3 災害時要援護者支援事業について

- (1) 要援護者名簿の活用における課題について

自主防災組織への名簿の提供は着実に進んでおり、ある地域では、見守りや避難訓練で活用するなど、熱心に、工夫を凝らした取組が行われています。

一方、要援護者支援の具体的な活動に繋がっていない地域もあるため、名

簿を活用して個別訪問などを行うことにより、個々の要援護者に対する理解を深め、顔の見える関係づくりを進める必要があります。

(2) 事例集を活用した個別支援に向けた取組について

事例集では、災害時に備え、訪問を通じて要援護者の状況を把握し、あらかじめ支援する方を決めておくといった先駆的な活動例を掲載しています。

現在、自主防災組織に要援護者名簿の提供時に事例集を配付し周知を図っているところですが、今後、地域住民向けの防災講演会や防災・減災研修のなかで活動例を具体的に説明することで、地域における個別支援の取組が広がるよう推進していきます。

(3) 「個別支援計画の策定に向けて、横浜市が関係機関とともに取り組むべき」についての見解

個別支援を進めるためには、共助の取組を推進するとともに、日頃から要援護者と関わり、状態や状況を把握している福祉の専門職をはじめとした支援者と連携することが重要です。

今後、国の動向を踏まえ、こうした支援者の協力を得ながら、個別支援計画の内容や策定方法について、検討を進めていく必要があると考えています。

4 権利擁護事業について

(1) 「よこはま成年後見推進センター」のこれまでの取組について

よこはま成年後見推進センターの設置に伴い、センターをご案内する市民向けリーフレットを作成し、金融機関や病院などに配架したほか、成年後見制度に関する市民向け講習会や相談会を開催しました。また、様々な事情により区役所などから福祉的支援を受けており、親族で後見人等候補者になる方がいない方に対して、適切な後見人の候補者を紹介する取組を始めました。

さらに、地域ケアプラザ等の相談支援機関に対して、研修の実施や、法律、福祉の専門家を派遣するなどの支援を行うとともに、市全体の権利擁護に関する課題を協議する市協議会の事務局として、各区域の取組状況の把握と課題の整理などを行いました。

今後も、市の権利擁護、成年後見制度利用促進の中心として、積極的に役割を果たしていきます。

(2) 「区成年後見サポートネット」の機能強化について

区成年後見サポートネットでは、従来から関係機関の情報共有や研修、市民後見人の支援などを実施してきましたが、成年後見制度利用促進に向けて、よりの確に対応するため、相談支援機関と法律、福祉の専門職団体に構成する「専門職会議」を新たに設置しました。

この会議では、相談支援機関の相談統計をもとに、成年後見制度利用に関する区域の課題を分析し、広報などに役立てるほか、成年後見制度の利用の必要性が高いと判断されるケースについて、支援方法の助言などを行います。

「専門職会議」の設置により、相談支援機関と専門職団体との連携をさらに深め、従来からの取組と合わせて対応力の向上を図ります。

5 認知症施策の推進について

(1) もの忘れ検診の受診者をさらに拡大するための施策について

もの忘れ検診の実施期間を拡大し本格実施をしていきます。また、受診できる医療機関の数を増やし、身近な医療機関で受診できる体制を整えます。

さらに、広報よこはま等の様々な媒体を活用して周知・啓発を図るとともに、医療や介護などの関係機関と協力し、検診につながるよう連携を進め、受診者の拡大につなげます。

(2) 認知症疾患医療センターの1か所追加の見通しについて

認知症疾患医療センターの公募がなかった1か所について、エリアを再検討し、再公募を実施しました。その結果、1医療機関を選定し、令和3年3月16日開設予定です。

これによりセンターは市内9か所となり、2区に1か所の体制となることで受診までの期間短縮や身近な場所での受診につながります。

(3) 「地域全体で支えていくためには、地域ケアプラザにおいても様々な取組を有機的に進めていくべき」についての見解

地域ケアプラザは、地域の身近な相談窓口として、地域の福祉保健に関わる様々な相談を受け、関係機関等と連携、協力しながら相談や支援を行っています。認知症に関しても、認知症サポーター養成講座、認知症カフェの開設、小中学校等への認知症理解のための啓発などに取り組んでいます。これ

らの各種事業、地域における活動の支援を通じ、地域住民に対して、つながりや支えあいのある地域づくりの醸成を進めています。

地域課題は様々であり、引き続き、地域や関係機関等と連携協力し、認知症だけでなく複合的な課題を抱える方等を地域全体で支えていく取組を推進していきます。

6 依存症対策について

(1) 依存症の人が回復し続けられるために必要な取組について

依存症の回復には、医療機関や民間支援団体、司法・福祉などの行政機関などの関係者が支援にあたっています。

令和2年度、そうした関係団体・機関で構成する連携会議を立ち上げました。連携会議により、多様な支援を提供する関係団体・機関の情報共有等を進め、その人に合った必要な支援を地域で提供できるよう、取組を展開していきます。

(2) 横浜市立大学における依存症対策の取組について

計画を検討する会議、及び関係団体から成る連携会議に市大医学部からも参加していただき、専門的な知見を生かした助言等をいただいています。

また、センター病院に専門職を配置して、アルコール依存症の疑いのある方を早期に治療や支援へつなぐ事業を今年から開始しました。今後も、市民向けの普及啓発や医療従事者への研修など、総合的な依存症対策の取組を連携して進めていきます。

7 第4期横浜市障害者プランについて

(1) 普及啓発活動等についての今後の取組について

本市では、第1期障害者プラン策定当初から一貫して普及啓発を大切にしてきました。日頃から障害理解に関するリーフレットの配布や市民の皆様が参加できるイベント等を当事者と共に行い、当事者による出前講座にも力を入れています。また、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」について、市民の皆様にも正しく理解していただけるよう新たなポスター等を

作成し、周知を行います。

こうした活動はこれまでも継続して行っていますが、障害理解は必ずしも十分でないところもあり、今後またゆまぬ取組が必要だと考えています。

引き続き、誰もが暮らしやすい横浜の実現に向けて、普及啓発活動に取り組んでいきます。

(2) 相談支援体制の整備と連携強化に向けた今後の取組について

相談支援機関につながりにくい人へのアプローチには、個々の機関だけではなく、地域の中で行政や支援者、住民の皆様など、障害分野を超えた多様な社会資源、担い手による連携を進めていくことが必要だと考えています。

その実践のため、第4期障害者プランでは、各区の自立支援協議会等において対話や情報共有を図り、様々な取組を連動させ、障害のある人を地域で支える基盤を整備することを掲げています。

支援を必要とする人が適切な相談窓口につながるよう、地域全体で支える仕組みづくりに取り組んでいきます。

1 敬老特別乗車証について

- (1) 「地域コミュニティバスでも敬老パスが使えるように改定し、移動を支援すべき」についての見解

現在、本制度をいかに持続可能な制度にするかを検討している段階であり、対象交通機関をコミュニティバスに拡大することは、現時点では考えていません。

2 介護保険料・国民健康保険料について

- (1) 介護保険料に係る減免制度の周知について

介護保険料は、所得段階に応じた保険料を設定しており、所得が低い場合は保険料負担も低くなるよう配慮されています。保険料の減免は負担能力が低下した場合等の特別な場合に適用するものです。

減免制度の周知については、制度の概要を記載した保険料の案内チラシを作成し、年1回被保険者に個別送付する介護保険料額の通知書等に同封しています。

また、案内チラシは市ホームページの「横浜市の介護保険料のしくみ」においても掲載しています。

さらに、前年度低所得者減免を受けられた方には、申請漏れのないよう、5月に勧奨通知を送付しています。

- (2) 「介護保険料・国民健康保険料の支払い困難者への対応について、個々の事情に沿った対応ができるよう手順の見直しと職員研修の充実を図るべき」についての見解

介護保険料・国民健康保険料の支払い困難者に対しては、納付相談や財産調査を通して、それぞれの方について納付資力の見極めを行っています。

納付相談では、生活状況等について詳しく聞き取りし、生活にお困りの方については、必要に応じて生活支援課に同行し、生活困窮者自立支援制度を案内する等、状況に応じた対応を行っています。納付資力がある方については、納期内納付者との公平性の立場に立ち、催告や財産の差押え等の滞納処

分を実施します。

職員研修については、支援を必要とする方にきめ細やかな対応をするため、税務課、保険年金課職員向けに生活困窮者自立支援制度の研修や具体的な事例研修を実施しているほか、庁内連携を深めるため、税務課、保険年金課、生活支援課のお互いの業務を知る研修も実施しています。引き続き、職員研修の充実に努めていきます。

(3) 「国民健康保険料を引き下げ、市民負担を軽減すべき」についての見解

令和3年度の国民健康保険料については、コロナ禍を踏まえ、直近の2年10月診療分までの医療費実績を反映した「1人あたり医療費の伸び」を基に算定しました。

これを超えた過重な負担とならないように、約36.5億円の市費を繰り入れるとともに、国民健康保険財政調整基金等から13億円繰り入れることで保険料の上昇を抑制しています。

国民健康保険制度は、加入者の皆様で支えあう仕組みであり、高齢化や医療の高度化の影響で医療費が増え続ける中、市民の皆様への影響を配慮しつつ、制度を持続可能なものにするため、加入者の皆様にも一定程度のご負担をお願いすることが必要だと考えております。

(4) 「本市独自に減免対象を拡充すべき」についての見解

国民健康保険では、一定の所得基準を下回る世帯に対しての保険料軽減制度があり、令和2年度は国保加入全世帯の約47%が、この制度により軽減されています。

また、保険料の支払いが困難な世帯から納付のご相談があった場合には、世帯状況に応じて、分割納付や保険料減免、必要に応じて生活困窮者自立支援制度のご案内などの丁寧な対応を行っており、減免対象のこれ以上の拡充は考えていません。

3 加齢性難聴について

(1) 補聴器購入費助成の創設について

補聴器購入に対する公的支援については、現在、障害者総合支援法に基づく「補装具費支給事業」において、身体障害者手帳を所有する聴覚障害者等

を対象に、原則1割負担で補聴器の購入ができる費用助成を行っています。

加齢性難聴者については、現在国において補聴器の使用による認知症の予防効果についての研究が進められていることから、引き続き国の動向を注視してまいります。

4 新型コロナウイルス感染症について

(1) 「罰則の適用に関する業務を保健所に課すことはやめるべき」についての見解

感染症対策上、入院の勧告・措置により感染者に医療を提供し、さらなる感染の拡大を防ぐこと、および積極的疫学調査により感染源の推定や濃厚接触者の把握を行い、濃厚接触者を必要な検査や医療につなげることは重要なことと考えています。これまでも対象の方には丁寧に入院の必要性や調査の重要性をご説明しております。

今回の法改正により罰則が定められたことで、市民の皆様の感染症対策に対する認識がさらに高まり、より一層ご理解・ご協力いただけると期待しています。

なお、明らかに法の定めに反するような事案に対しては、法に定められた手続きに則り適正に対応します。

(2) 検査体制についての見直しや新たな手法の検討について

本市では、検査体制について、帰国者接触者外来のみで実施していた昨春以降、医師等が必要と認めるような方に対し、迅速に検査を実施するために間口を広げた体制づくりに取り組んできました。

簡易検体採取所の設置や他都市に先駆けて「かかりつけ医」での検査実施に向けた医師会等の調整に着手するなど、現在は市内の900を超える医療機関で受診・検査が可能となっています。無症状者に対しても、陰性確認を目的とした申し出を除き、陽性者との接触に思い当たる場合などにはコールセンター等で医療機関をご案内するなど、市民の皆様の不安払拭に努めています。

引き続き国の動向や市内の感染状況を見極めつつ、医師会等関係機関とも協議・調整のうえ適時、適切に対応してまいります。

また、高齢者施設等の定期的検査については、一次のスクリーニング的な部分は県が実施しますが、当該施設に疑陽性者が発生した場合は、確定のための二次検査以降を保健所が担います。以降、必要な調査を実施し、感染拡大の恐れがある場合は、Y-A E I Tが調査に入るなど、県と連携して取り組んでおり、「定期的・一斉検査に背を向け続けている」や「本市は最小限の関わりしかしない」ということはありません。未曾有の緊急事態に際し、「市が」「県が」ではなく、感染対策としてしっかり連携して取り組むことが重要だと考えます。

なお、緊急事態宣言解除後の対応については、2月25日の国の分科会における「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」の中で、リバウンドの予兆を早期に探知するための新たな手法として、モニタリング検査の実施等が挙げられています。

その中で、高齢者施設等への定期的検査とは別に、「無症状者に焦点を当て」感染リスクが高い場所や集団において、国及び都府県が幅広くPCR検査を実施するとされており、今後、本市としても具体的な実施について国、県と協議を進めることになるものと考えています。

(3)「経営が厳しい医療機関が多い現状では、市独自に協力金・補助金を支給するなど、インセンティブが必要」についての見解

ワクチン接種を迅速かつ円滑に進めるためには、市民に身近な病院や診療所での接種を積極的に推進する必要があると、そのためにはこれらの医療機関の皆様の協力が不可欠です。病院等の医療機関からは、個別接種に対して積極的な意見を多くいただいております。大変感謝しております。

ワクチン接種にあたっては、各病院等で様々な工夫を行って実施することを想定されていることと思いますが、より多くの病院等に接種に参加していただくため、関係者と意見交換しながら必要性があればインセンティブについて検討していきます。

5 生活保護制度について

(1)「扶養照会に関係する部分の記載を、国の通知の趣旨が正確に伝わるよう改めるべき」についての見解

扶養義務者の扶養は、生活保護法第4条第2項において、「保護に優先して行われる」と定められており、扶養義務者から仕送りがあった場合は収入として認定し、支給される保護費との調整が行われるものです。

今回の厚生労働省からの通知では、直接扶養照会をしなくても良い場合の例として、当該扶養義務者に借金を重ねている場合や当該扶養義務者と相続をめぐり対立している場合等が追加されたほか、音信不通期間が「20年間」から「10年程度」に変更されて示されました。

この通知に基づき、適切に手続きを行っていきます。なお、市のホームページや「生活保護のしおり」は、例年の生活保護制度の改正に合わせて見直しを行っており、その見直しに合わせて記載内容について検討します。

1 生活困窮者自立支援制度について

(1) 各区の自立相談支援員の配置状況と今後の増員見込みを含めた対応策について

制度を開始した平成 27 年度から各区にケースワーカー 1 名を配置しています。自立相談支援員については、令和元年度に 38 名配置していましたが、2 年度は 2 名増員し、40 名配置しています。さらに 3 年度には 7 名増員し、47 名を配置する予定です。

この体制でケースワーカーと自立相談支援員がチームとなり、相談や支援に取り組んでいます。

なお、各区の配置数については次のとおりです。

各区生活支援課 自立相談支援員配置数（令和 2 年度／令和 3 年度予定）

区名	2 年度	3 年度	増
鶴見区	3 名	3 名	
神奈川区	3 名	3 名	
西区	1 名	2 名	1 名
中区	3 名	3 名	
南区	3 名	3 名	
港南区	2 名	3 名	1 名
保土ヶ谷区	2 名	3 名	1 名
旭区	3 名	4 名	1 名
磯子区	2 名	2 名	
金沢区	2 名	2 名	
港北区	3 名	4 名	1 名
緑区	2 名	3 名	1 名
青葉区	2 名	2 名	
都筑区	1 名	2 名	1 名
戸塚区	2 名	2 名	
栄区	2 名	2 名	
泉区	2 名	2 名	
瀬谷区	2 名	2 名	
計	40 名	47 名	7 名

(2) 「食支援を必要とする人を把握し、支援を届けるために、部局の枠を超えて、地域と連携し取り組むべき」についての見解

本市では、18 区の社会福祉協議会が窓口となり、貸付の申請等で来所した生活にお困りの方へ食料品を提供するなどの支援を行っています。

また、区福祉保健センター各課や関係機関等に食支援を必要とする相談が寄せられた場合なども 18 区の社会福祉協議会に繋いでいます。

引き続き、地域の関係機関等と連携しながら、生活にお困りの方を早期に発見し、支援に繋げていくための取組を進めていきます。

2 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 在宅サービスを含む介護・福祉従事者のワクチンの優先接種やPCR検査の考え方について

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととされています。

居宅サービス事業所等の従事者への接種については、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する職員について、一定の条件に該当する場合、高齢者施設の従事者の範囲に含むことができると、令和3年3月3日に国からの通知で示されました。本市としても、国の示す考え方に従い、引き続き、接種準備を進めます。

PCR検査については、現在、2月4日に発出された国の通知に基づき、高齢者施設等の従事者を対象とした定期検査を県とともに実施しています。本通知では、定期検査の対象として入所施設が想定されています。このため、対象範囲を在宅サービスの従事者へ拡充することについては、今後の国の動向を見極めてまいります。

(2) 「今後の体制整備、医療従事者の確保に向けて、とりわけ潜在看護師の活用方策として、eラーニングの教材を活用した復職に向けた研修制度なども活用すべき」についての見解

ワクチン接種は、公会堂やスポーツセンター等の会場を 18 区に設置して行う「集団接種」、身近な病院・診療所等で行う「個別接種」、高齢者施設で行う「施設接種」の3つの手法で実施する予定です。

集団接種の実施に当たっては、多くの医療従事者の方々を確保する必要があり、現在医師会等と協議を重ねているところです。

潜在看護師の活用については、今後、従事者の確保状況を踏まえ、必要に

応じて検討していきます。

なお、集団接種の開始までの間、医療従事者の方にも参加いただくシミュレーションを各区会場で実施するなど、しっかりと準備を進めていきます。